



©A・Saito

景品についてのお問合せ先

- 消費者庁表示対策課 ☎ 03-3507-8800(代表)

〒100-6178 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

(注) 平成21年9月1日に消費者庁が設立されたことに伴い、景品表示法が所要の改正をされ、消費者庁に移管されました。

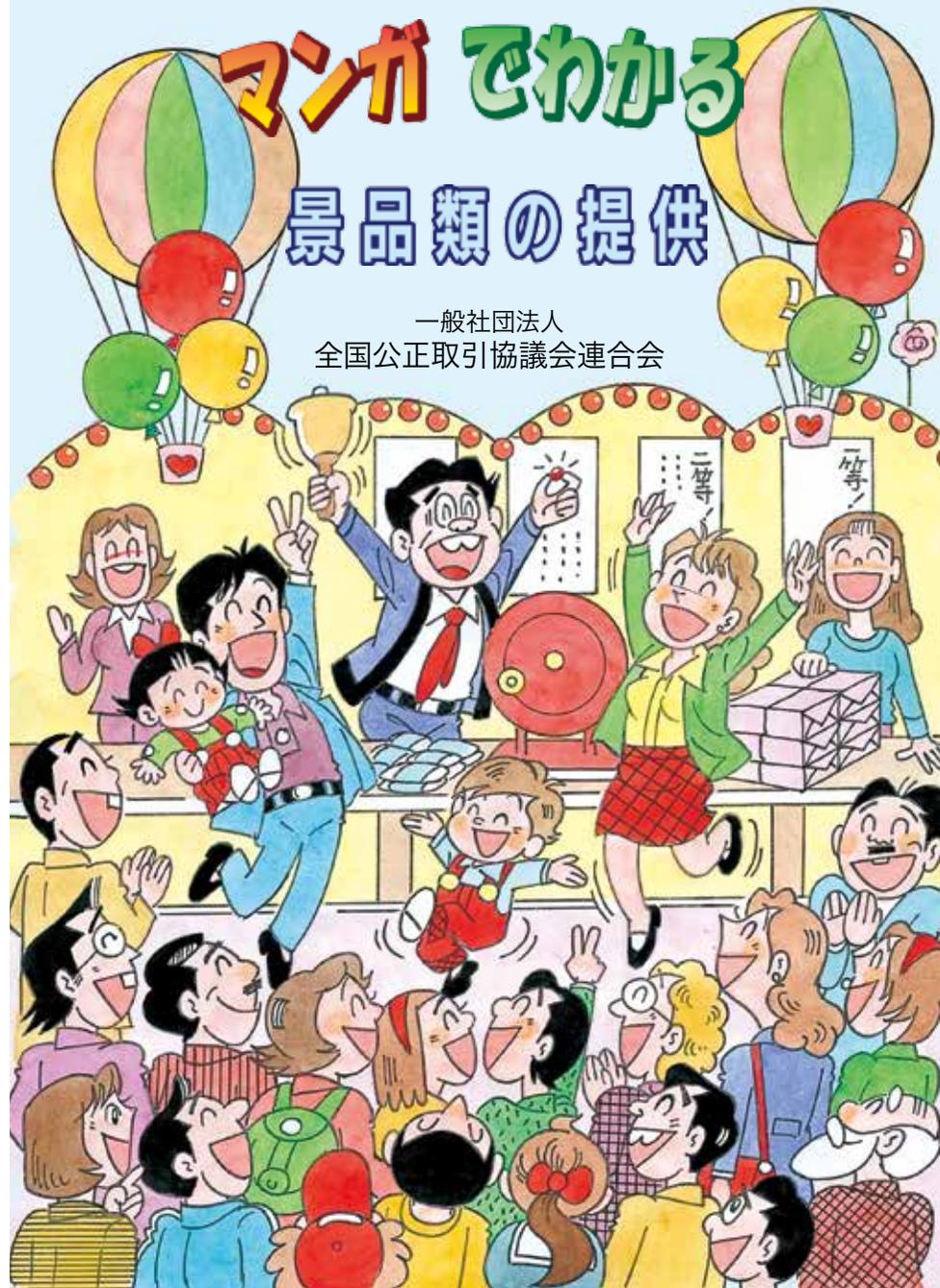
それに合わせて、内容を一部更新しています。 平成21年9月

- (一社) 全国公正取引協議会連合会(東京) ☎ 03-3568-2020

〒107-0052 港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F

(注) 平成25年4月1日に、社団法人全国公正取引協議会連合会を名称変更し、一般社団法人全国公正取引協議会連合会に移行しました。

この印刷物は、平成12年度公正取引委員会の委託事業により作成したものを一部訂正したものです 平成31年4月



商品の販売促進手段として、広告宣伝とともに景品類の提供が広く盛んに行われています。販売競争は、本来、品質と価格によるべきですが、ある企業が商品を販売する際に過大な景品をつけると、他の競争相手がこれに対抗し、景品類の額の大きさによる競争になりやすく、景品の提供合戦が限りなく広がっていく可能性があります。

景品提供は、基本的には自由ですが、提供する景品のウエイトが大きくなり、消費者が景品により商品を選択すると商品本体の競争が有効に働かなくなりますので、景品表示法により提供できる景品類の額が制限されています。

我が国の経済規模の拡大や消費者の購買行動など経済社会の変化により、景品提供が競争を活発にし、景品提供の機能や効果も変わってきたことから、平成8年4月から提供できる景品類の制限が緩やかになりました。

このパンフレットは、景品類の提供について絵で分かりやすく解説してみました。



第1部

- Q 1. 「景品表示法」ってどんな法律？1
Q 2. 「景品類」ってな～に？2

第2部

- Q 3. そんなものも「景品類」なの？3
Q 4. 「景品類」に該当しないものはどんなもの？4
Q 5. 「景品類」に該当しないものはどんなもの？5
Q 6. 「景品類」に該当しないものはどんなもの？7
Q 7. 「景品類」に該当しないものはどんなもの？8

第3部

- Q 8. 「一般懸賞」ってな～に？ 11
Q 9. 一般懸賞における「景品類の限度額」はいくら？ 12
Q 10. 「共同懸賞」ってな～に？ 14
Q 11. 「オープン懸賞」ってな～に？ 16
Q 12. 「オープン懸賞」にならない場合って？ 17
Q 13. 「オープン懸賞」にならない場合って？ 18
Q 14. 「総付(そうづけ)景品」ってな～に？ 19
Q 15. 「総付(そうづけ)景品」の内容は？ 20
Q 16. 「総付景品」として制限を受けないときって？ 21
Q 17. 「総付景品」とならない場合って？ 25

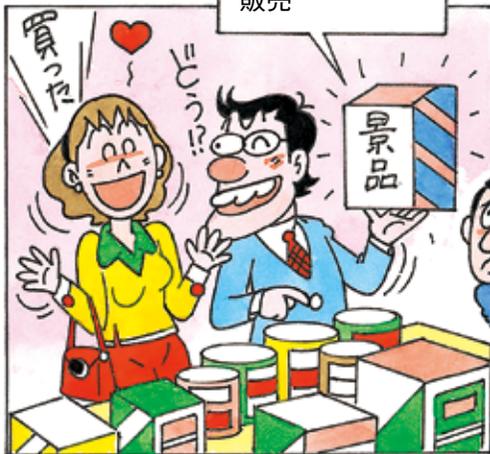
公正マークと会員証は、安心ショッピングの目じるしです。
..... 26

景品表示法は、過大な景品の提供や、商品・サービスの内容・取引条件に関するウソツキ広告を規制し消費者の自主的・合理的な選択を阻たげる行為を制限・禁止することによって、消費者の利益を守る役割を果たしています！



例えば……

過大な景品付販売



消費者は景品につられて品質の落ちる商品や価格の高いものを買わされるなどの不利益を被るおそれがあります……。



うちもやろうかな……

景品表示法（景品）の4条に、景品類の制限及び禁止が決められています。そして、景品類の制限及び禁止は一般消費者に告示しています。

景品表示法（景品）

4条

景品類の制限及び禁止

告示

一般懸賞

昭和52年告示3号

- ・抽選券やじゃんけん
- ・パズル、クイズ等の正誤、作品や競技の優劣
- などの方法を用いて景品類を提供するもの

共同懸賞

昭和52年告示3号

- ・一定の地域の小売業者・サービス業者の相当多数が共同して行う場合
- ・商店街等で相当多数の商店等が共同して行うもので、中元、年末等の年3回を限度とし、かつ、年間70日の期間内で行う場合
- ・一定の地域の一定の種類事業者が相当多数共同して行う場合

オープン懸賞

(独占禁止法)

(平成18年4月廃止)

商品の購入等を条件にしない（取引に付随しない）で新聞、テレビのクイズ等により応募するもの
メーカーが取引先小売店舗に応募用紙を設置しても原則として取引に付随しない

総付景品

昭和52年告示5号

一般消費者に対し懸賞の方法によらないで提供するもので
①商品の購入者全員に ②入店者全員に ③申込又は入店の先着順に景品を提供するもの

- お客さんを誘引するために提供する商品やサービスは、景表法上の景品類に当たります。

例1. 宝くじ券のプレゼント



例2. タレントと食事



例3 スポーツ観戦の招待

- (1) 取引本来の内容をなすもの

例1. 宝くじの当せん金



例2. パチンコの景品



例3. 喫茶店のコーヒーに付けてくる砂糖とクリーム



例. モニターに対して支払われる仕事に相応した報酬



- (2) 仕事の報酬としてもらえるもの

● (3) 同一商品の付加



注意…「同一商品の付加」に該当せず「景品類」となる場合



- (4) 商品を二つ以上組み合わせて販売することが商習慣になっている場合

(例) 乗用車とスペアタイヤ



- (5) 商品を二つ以上組み合わせることにより独自の機能効用を持つ商品



例1.
菓子と玩具
(おまけ付キャラメル)

例2.
パック旅行
(食事付、劇を観る、お土産が付く…)

- (6) 値引き

例1.



例2.

例3.





例 4.

例 5.



商品シール〇〇枚送れば
〇〇円キャッシュバックします

例 6.



- 値引きするが、お店が値引分の使い道を限定すると値引きに該当せず「景品類」となる

例 1.
値引き分を旅行費用に
に使わせる



例 2.
値引きか招待旅行の
いずれかを選ばせる



(1) くじやその他偶然性を利用して決める方法

例1.
抽せん券やじゃんけんの方法を用いて景品類を提供する



おめでとう
ございま～す
2等の当りイ!!



例2.
レシート・商品の容器包装を抽せん券として用い景品類を提供する。



懸賞による取引の価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000 円未満	取引価額の 20 倍	懸賞に係る売上予定総額の 2%
5,000 円以上	10 万円	

①、②両方の限度内でなくてはならない。

2,000 円の商品に抽せん券を付けてキャンペーン期間中抽せんを行う場合、取引価額は 2,000 円なので最高額は 20 倍の 4 万円。

景品類の総額はキャンペーン期間中の売上予定総額の 2% 以内 (売上予定額が 10 億円であれば 2,000 万円)



計算例 1	300 円の商品お買い上げの方に抽選で提供できる最高額は、 $300 \times 20 \text{ 倍} = 6,000 \text{ 円}$ (1 等賞の金額)
計算例 2	300 円の商品 10 個につき抽選券 1 枚を提供する場合の提供できる最高額は、 $300 \times 10 \text{ 個} \times 20 \text{ 倍} = 60,000 \text{ 円}$
計算例 3	1000 円の商品 10 個につき抽選券 1 枚を提供する場合の提供できる最高額は、 10 万円

注意1……

別々の企画を同時に行う場合であっても、同一の取引に付随して行われる場合は、2つの企画により提供される景品類を合算した額が限度額以内でなくてはならない。



注意2……

1枚の抽せん券により2回以上抽せんを行い当選者に複数の景品類を提供することになる場合はその合計額が最高額となる(合計額が限度額以内でなくてはならない)



注意3……

提供する景品類の価額は一般の小売額により判断する……。

(消費者の手元に入るときの金額)



● 共同懸賞（懸賞により提供する景品類の最高額及び総額の範囲）

取引価額	①景品類の最高額	②景品類の総額
金額にかかわらず	30万円	売上予定総額の3%

①、②両方の範囲内でなければならない

- (1) 一定の地域（市町村単位）の小売業者、サービス業者の相当多数が共同して行う懸賞

例. 商工会議所が主催する「雪まつり」「桜まつり」など市町村あげての大売出し



Question 10 「共同懸賞」ってな～に？

- (2) 商店街の小売業者・サービス業者の相当多数が共同して行う懸賞

例. 駅前商店街の

中元・歳暮
大売出し



- (3) 一定の地域の一定の種類の実業者の相当多数が共同して行う懸賞

例. 全国カメラメーカー
が共同して行う
カメラまつり



「オープン懸賞」ってな～に？

Question 11

● オープン懸賞……

オープン懸賞において提供できる
経済上の利益の制限は
ありません。



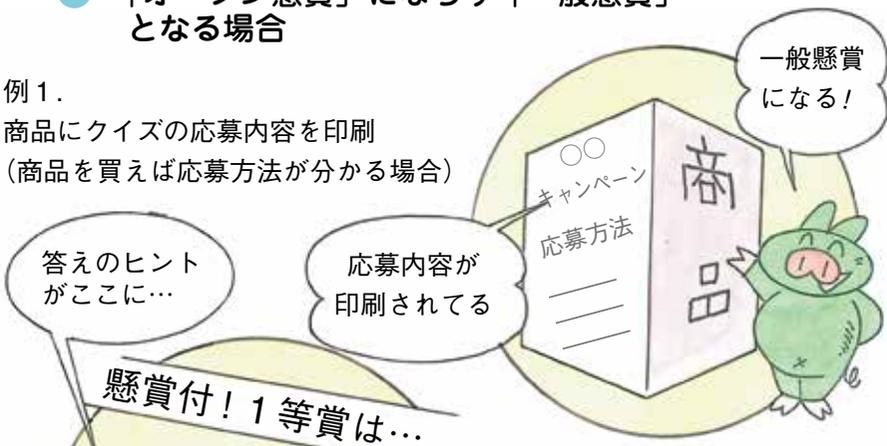
商品の購入を条件としない
(取引に付随しない) で新聞
TVのクイズ等により応募す
るもの。



● 「オープン懸賞」にならず「一般懸賞」となる場合

例1.

商品にクイズの応募内容を印刷
(商品を買えば応募方法が分かる場合)



例2.

商品を買わないと答えヒントが分からない。



例3.

小売店が私製のはがきや応募用紙を作り店頭で配る
(店に来させることになる)

注意…… (私製はがきや応募用紙の特例)

「メーカーがオープン懸賞を行う場合は、小売店に私製はがきや応募用紙を置く」。ただし、次のような小売店に応募用紙を置くとオープン懸賞とはならず、「一般懸賞」となる。



例2.

メーカーとフランチャイズ契約をしている



例3.

入店者の大部分がメーカーの供給する商品の取引の相手方である



● 総付景品 (総付景品の最高額の制限)

取引価額	景品類の最高額
1000 円未満	200 円
1000 円以上	取引価額の 20%

例 1.
懸賞の方法によらないで商品を買った方には全員に〇〇を差し上げます。



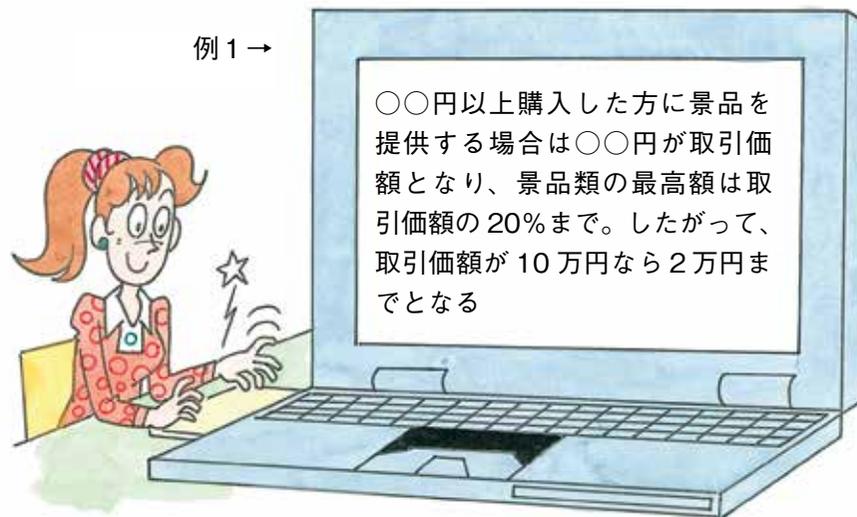
例 2.
来店した方には懸賞によらず全員にもれなく景品を贈呈



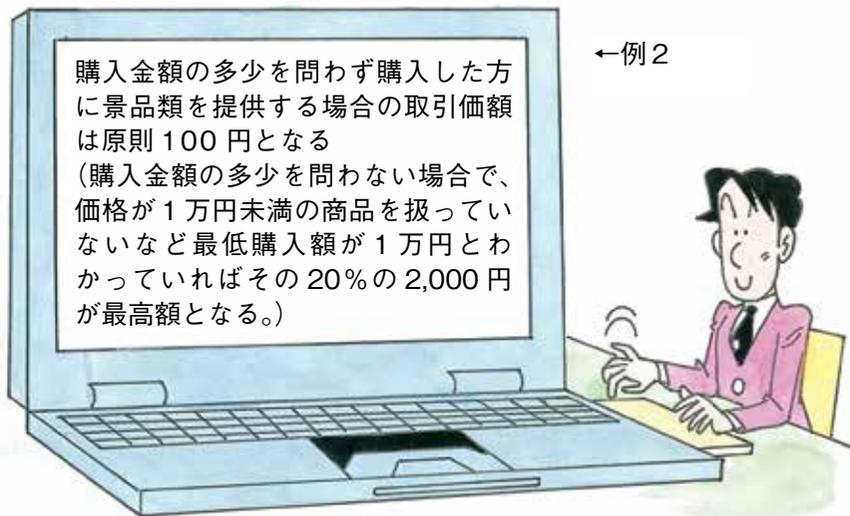
例 3.
申し込み、入店の先着順に景品を贈呈



例 1 →



←例 2



例1.
重量家具の配送



例2.
講習会の教材



例3.
旅館・ホテルへの
送迎サービス



例4.
携帯用ラジオの電池



例5.
劇場や映画館で配られる
筋書きを書いたパンフ



例6.
食品、日用品の小型見本
や試供品

例7.
食品売場の試食品



例8. 化粧品売場の
メイクアップ・サービス



例9. スポーツスクールの
一日無料体験



例10. 自店、他店で共通に見える
割引券。ただし特定の商品
しか引き換えられない場合
は除く。



例11. 開店披露・創業記念に
配る粗品



Question 17

「総付景品」とならない場合って？

商品を二つ以上組み合わせて販売することが明らかな場合

例1.

ハンバーガーとドリンク
セットで〇〇円



例2. 美容院のカットとブローをセットで〇〇円

例3.

ゴルフのクラブ・バックー式
セットで〇〇円



公正マークと会員証は、安心ショッピングの目じるしです。

(2019年4月現在の公正競争規約等に基づく公正マークと会員証です。)

(商品表示)



(店頭表示)

